

## 職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																								
東北文化学園 専門学校	昭和58年12月27日	佐藤 直由	〒981-8552 宮城県仙台市青葉区国見六丁目45番16号 (電話) 022-233-8163																								
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																								
学校法人 東北文化学園大学	昭和53年3月17日	土屋 滋	〒981-8550 宮城県仙台市青葉区国見六丁目45番1号 (電話) 022-233-3330																								
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士																							
教育福祉	教育福祉専門課程	社会福祉科	平成25年文部科学省告示第二号	-																							
学科の目的	本校社会福祉科の教育課程は、社会福祉主事養成を社会福祉士養成と同時にし、社会福祉に関する専門的な理論と実際の技能に重点を置いた教育課程を構成し、求められる職能の多様化・高度化に対処できる人材の養成を目的に設置する。																										
認定年月日	平成27年2月17日																										
修業年限	昼夜	全課程の修了に必	講義	演習	実習	実験	実技																				
2年	昼間	2,010	1,140	600	225	0	45																				
	単位時間																										
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																						
80	24	0	3	14	17																						
学期制度	■前期：4月1日～9月30日 ■後期：10月1日～3月31日		成績評価	■成績表：有 ■成績評価の基準・方法 4段階による評価を定期試験やレポート等により総合的に評価																							
長期休み	■学年始：4月1日～4月3日 ■夏季：7月17日～8月17日 ■冬季：12月25日～1月9日 ■学年末：2月21日～3月31日		卒業・進級条件	(卒業) 専門課程に所定期間在学し、かつ所定授業科目を修得して全課程を修了すること。 (進級) 試験等により教育課程における学年の所定授業科目を修得すること。																							
学修支援等	■クラス担任制：有 ■個別相談・指導等の対応 出席不良通知発送、面談		課外活動	■課外活動の種類 清掃活動、献血、卒業制作展  ■サークル活動：有																							
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等(平成29年度卒業生) 高齢者・障害者等の福祉施設、医療施設 ■就職指導内容 教員で編成したキャリア対策委員会と、専任の職員を配置したキャリアサポートセンターが連携して就職指導を行っている。 就職情報システムを導入し、厳格な個人情報管理の下で学生と教職員が場所と時間の制限無く、就職関連の情報を検索・閲覧することができる体制をとっている。 ■卒業者数：10人 ■就職希望者数：7人 ■就職者数：7人 ■就職率：100% ■卒業者に占める就職者の割合：70.0% ■その他 ・進学者数：2人 (平成29年度卒業生の平成30年5月1日時点の情報)		主な学修成果(資格・検定等)※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成29年度卒業生に関する平成30年5月1日時点の情報) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種別</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉士受験資格(実務2年必要)</td> <td>②</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>社会福祉主事任用資格</td> <td>③</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>介護職員初任者研修</td> <td>③</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>レクリエーション・インストラクター</td> <td>③</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 全国専門学校体育連盟スポーツ賞				資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	社会福祉士受験資格(実務2年必要)	②	10	10	社会福祉主事任用資格	③	9	9	介護職員初任者研修	③	10	10	レクリエーション・インストラクター	③	10	10
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数																								
社会福祉士受験資格(実務2年必要)	②	10	10																								
社会福祉主事任用資格	③	9	9																								
介護職員初任者研修	③	10	10																								
レクリエーション・インストラクター	③	10	10																								
中途退学の現状	■中途退学者 3名 平成29年4月1日時点において、在学者18名(平成29年4月1日入学者を含む) 平成30年3月31日時点において、在学者15名(平成30年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 進路変更、体調不良 ■中退防止・中退者支援のための取組 学生相談室の利用、複数教員による声かけ、面談の実施、保護者との面談		中退率	16.7%																							

経済的支援制度	<p>■学校独自の奨学金・授業料等減免制度： 有</p> <p>①指定校推薦支援制度（志望する科の入学検定料と入学金全額を免除）、②AO特待生制度（入学後に入学金半額相当分を給付）、③姉妹校入学優遇制度（入学金全額免除）、</p> <p>④兄弟姉妹等入学優遇制度（兄弟姉妹または両親が卒業生の場合、入学金半額免除）、⑤東北文化学園専門学校奨学金制度（奨学金制度選考において、成績及び経済状況を審査し、その結果に応じて年額60万円、36万円、12万円を原則卒業時まで給付、自己都合による退学の場合を除き返還義務なし）、⑥オープンキャンパス等参加者特典制度（入学検定料半額免除）、⑦東日本大震災により被災した者に対する入学金・授業料免除の特別措置制度</p>
第三者による	<p>■専門実践教育訓練給付： 給付対象</p>
当該学科のホームページURL	<p>■民間の評価機関等から第三者評価： 無</p> <p><a href="http://www.tbgu.ac.jp/college/faculty/socialwelfare">http://www.tbgu.ac.jp/college/faculty/socialwelfare</a></p>

(留意事項)

### 1. 公表年月日（※1）

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

### 2. 就職等の状況（※2）

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて（通知）（25文科生第596号）」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職（内定）状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1) 「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職（内定）状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含みません。

③「就職者」とは、正規の職員（雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む）として最終的に就職した者（企業等から採用通知などが出された者）をいいます。

※「就職（内定）状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2) 「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません（就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う）。

(3) 上記のほか、「就職者数（関連分野）」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

### 3. 主な学修成果（※3）

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他（民間検定等）の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果（例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等）について記載します。

1. 「専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1) 教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。）における企業等との連携に関する基本方針

近年の社会福祉士等の社会福祉従事者の動向は、従来の児童、障害者、高齢者などの福祉にとどまらず、教育、医療、司法といった分野への職域拡大の動きが注目されている。本校社会福祉科の教育課程では、このような動きに応えるために、社会福祉主事養成を社会福祉士養成と同時に行い、社会福祉に関する専門的な理論と実的な技能に重点を置いた教育課程を構成し、求められるその職能の多様化・高度化に対処できる人材の養成を目的としている。企業等との連携に関しては、学校と企業等が連携することで、実践的かつ専門的な職業教育を行なうための意見や要望を検討し、教育課程の編成に反映する等、活用していくことで教育効果を相乗的に高めていく。

(2) 教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

本校には「教務委員会」が設置されており、(1) 教育課程に関する事項、(2) 授業及び試験に関する事項、(3) その他教務に関する事項を審議することを規程に定めている。また、同規程では教育課程に関する事項を審議する場合は「教務委員会」が「教育課程編成委員会」を設置して審議することができることと定めており、教頭を委員長として校長が委嘱する委員を含めて組織編成をすること、審議事項及び教育課程について速やかに校長及び教務委員会に報告することなども規定している。

(3) 教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成30年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
中里 仁	NPO法人 全国コミュニティライフサポートセンター 理事 ／社会福祉法人東北福祉会 せんだんの杜 総合施設長	平成30年4月1日～ 平成32年3月31日 (2年)	①
早坂 理理	宗教法人 莊嚴寺 和敬保育園 園長	平成30年4月1日～ 平成32年3月31日 (2年)	①
大宮 憲二	社会福祉法人 大樹 特別養護老人ホーム せんじゅ 統括施設長	平成30年4月1日～ 平成32年3月31日 (2年)	①
大信田 和義	株式会社 ジェー・シー・アイ 代表取締役社長	平成30年4月1日～ 平成32年3月31日 (2年)	①
熊谷 猛	東北文化学園専門学校 教頭	平成30年4月1日～ 平成32年3月31日 (2年)	
渡辺 英隆	東北文化学園専門学校 教務主事	平成30年4月1日～ 平成32年3月31日 (2年)	
長澤 智広	東北文化学園専門学校 教務副主事	平成30年4月1日～ 平成32年3月31日 (2年)	
山田 春文	東北文化学園専門学校 事務課長	平成30年4月1日～ 平成32年3月31日 (2年)	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ① 業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員（1 企業や関係施設の役職員は該当しません。）
- ② 学会や学術機関等の有識者
- ③ 実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4) 教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (6～7月頃、11～12月頃)

(平成29年度実績) 第1回 平成29年6月20日 15:00～17:00

第2回 平成29年12月13日 14:30～16:30

(平成30年度予定) 第1回 平成30年7月11日

第2回 平成30年11月21日

(5) 教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

わが国における介護士等の外国人受け入れや中国をはじめとする東アジアにおける経済発展と都市化により、わが国の社会福祉を取り巻く環境は大きく変化している。こうした状況を踏まえ、教育課程編成委員より意見のいただき、国際的な新たな福祉の現状を学ぶために「国際福祉研究」を新たな科目として教育課程に加えた。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

社会福祉士養成の新しい教育課程では、実習や演習要件を強化するといったように実践力を重要視しており、量から質への転換が求められている。このような状況の中で、実習・演習に重点を置いた教育課程を構成し、即戦力として業務に従事できる社会福祉従事者を育成することを目的とする。相談援助実習においては、学校と企業等が連携することで、実践的かつ専門的な職業教育を行なうための意見や要望を検討し、教育課程の編成に反映する等、活用していくことで、実習における教育効果を相乗的に高めていく。また、学習効果を高めるために、実習指導教員の巡回訪問時に中間評価の機会を設けることによって到達状況と今後の課題についての理解を三者で共有する。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

- ①実習期間は、週に1回以上実習先を訪問し、実習生についてまたは実習内容について巡回指導を実施する。
- ②実習開始前と実習終了後実習先を訪問し、実習期間や実習内容についての打合せを実施する。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
相談援助実習	現場体験を通して社会福祉専門職（社会福祉士）として仕事をするうえで必要な専門知識、専門援助技術及び関連知識の内容の理解を深める。また、相談援助業務に必要となる資質・能力・技術を習得する。	特別養護老人ホームリベラ荘 特別養護老人ホームせんだんの館 特別養護老人ホームせんじゅ 他

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針  
本校社会福祉科の教員として必要な知識、技術、技能や授業および学生への指導力について計画的に教育し、向上させることを目的に、研修等への参加機会を積極的に設け、組織的に取り組んでいく。  
また、社会福祉に関する制度改正といった福祉業界の最新の動向を見極めるため、研修等への参加を推奨し、学生のためにフィードバックできるように、常に最新の知識・技術の修得と指導力向上に努める。

(2) 研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名「2017年度全国社会福祉教育セミナー」（連携企業等：一般社団法人日本ソーシャルワーカー教育学校連盟）  
期間：11月4日（土）～5日（日） 対象：科目担当教員  
内容：ソーシャルワーク専門養成教育のこれからをどう構想するか、その方向性と展望を捉えることにより、今後の専門職教育の指導力向上に繋げる。

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名「第3回教員研修会」（連携企業等：日本学生相談学会）  
期間：1月9日（火） 対象：全教員  
内容：「学生相談支援について」

(3) 研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名「2018年度全国社会福祉教育セミナー」（連携企業等：一般社団法人日本ソーシャルワーカー教育学校連盟）  
期間：10月6日（土）～7日（日） 対象：科目担当教員  
内容：ソーシャルワーク教育は誰がためにあるのかを検討し、社会福祉士・精神保健福祉士の教育内容見直しの方向性を探ることにより、今後の新カリキュラムの検討と教育の質向上に繋げる。

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名「第2回教員研修会」（連携企業等：青葉区保健福祉センター）  
期間：9月11日（火） 対象：全教員  
内容：「青年期のメンタルヘルス」

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

教職員が行った自己評価に基づき、校長から委嘱された学校関係者評価委員と校長から指名された教職員が、協働して教育活動等を分析・評価し、改善策を検討する。

また、専門的視点及び多角的な側面からのアプローチにより、教職員が行った自己評価について客観性や透明性を高めていく。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	学校の理念・目的・育成人材像は定められているか 他
(2) 学校運営	目的等に沿った運営方針が策定されているか 他
(3) 教育活動	教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか 他
(4) 学修成果	就職率の向上が図られているか 他
(5) 学生支援	進路・就職に関する支援体制は整備されているか 他
(6) 教育環境	施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか 他
(7) 学生の受入れ募集	学生募集活動は、適正に行われているか 他
(8) 財務	中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか 他
(9) 法令等の遵守	法令・専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか 他
(10) 社会貢献・地域貢献	—
(11) 国際交流	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

幅広い意見をいただき、社会ニーズ及び業界動向の把握・分析を行い、教育の質の確保に努める。

指摘を受けた事項は教務委員会等で検討し、各課程及び学科に具体的な改善策の検討を指示する。

指摘を受けた事項の改善については組織的に対応し、各委員へ進捗状況のフィードバックを行う。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成30年9月1日現在

名前	所属	任期	種別
海老主 勝義	愛子整形外科 事務長	平成30年4月1日～平成30年8月31日(5ヶ月)	企業等委員
熊坂 雅之	日本赤十字社 事務部長	平成30年9月1日～平成32年3月31日(1年7ヶ月)	企業等委員
栗原 憲昭	一般社団法人 宮城県建築士事務所協会 会長	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	業界団体
郡山 知之	株式会社日本眼科医療センター 代表取締役	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	企業等委員
中里 仁	NPO法人 全国コミュニティライフサポートセンター 理事	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	企業等委員
立石 浩一	東北文化学園専門学校同窓会 会長	平成30年4月1日～平成32年3月31日(2年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ：9月下旬)

<http://www.tbgu.ac.jp/college/>

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校は、企業・実習施設、関係団体等との連携及び協力の推進に資するため、教育活動、就職状況、学校運営の状況等について積極的な情報の開示に努めるものとする。なお、個人情報の取扱いについては「個人情報保護規程」を定め、学生・保護者へは入学時のオリエンテーション等で説明し、個人情報の漏えい等が無いよう配慮している。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校概要（教育理念、教育目標、学則） 講師紹介（校長名）、交通アクセス（所在地、連絡先） 事業報告書「学校法人の沿革」（沿革） キャンパスカレンダー（諸活動に関する計画） 事業報告書「東日本大震災の対応」「今後の地震等に備えた安全対策等の実施」（学校安全（防災等））
(2) 各学科等の教育	アドミッションポリシー（入学者に関する受入れ方針） 各科教育課程表（カリキュラム）コース紹介（特色、時間割） 取得資格紹介（資格取得）、事業報告書「国家資格取得の状況」（資格取得の実績） 就職実績（主な就職先）
(3) 教職員	講師紹介（教職員）、学園基本情報（教職員数）
(4) キャリア教育・実践的職業教育	事業報告書「就職支援及びキャリア形成支援の充実」（キャリア教育への取組状況） 就職サポート（就職支援等への取組状況）
(5) 様々な教育活動・教育環境	サークル活動（課外活動）
(6) 学生の生活支援	保健室、学生相談室（学生支援への取組状況）
(7) 学生納付金・修学支援	学費（学生納付金） 学費サポート制度（活用できる経済的支援措置の内容等）
(8) 学校の財務	事業報告書、貸借対照表、資金収支計算書、監査報告書
(9) 学校評価	自己評価、学校関係者評価報告書
(10) 国際連携の状況	—
(11) その他	財産目録（学校運営の状況に関するその他の情報）

※（10）及び（11）については任意記載。

(3) 情報提供方法

（ホームページ：毎年9月下旬）

<http://www.tbgu.ac.jp/college>







○		相談援助の理論と方法Ⅰ	相談援助における面接の技術の目的や展開、面接形態について学習する。また、相談援助における人と環境との相互作用に関する理論について学習し、相談援助の過程とそれに係る知識と技術について理解する。	1 通	60	4	○							○
○		相談援助の理論と方法Ⅱ	相談援助の対象と様々な実践モデルについて理解する。相談援助における事例分析、意義や方法を学び、相談援助の実際について理解する。また、ケアマネジメントやコーディネーション、ネットワーク等に関連援助技術の意義と目的・方法を学習し、社会資源の活用・調整・開発についての理解を深める。	2 通	60	4	○							○
○		福祉行財政と福祉計画	現代の社会福祉サービスや支援は、市町村をベースとし、行政担当者とサービス利用者である住民および事業者が参加して計画立案に基づいて実施することが求められる。このことから、社会福祉の法制度の展開や福祉計画との関連や、国と地方自治体との関係、行政の仕組み、財政の仕組みについて学習し、福祉計画の意義と技法を理解する。	2 後	30	2	○							○
○		福祉サービスの組織と経営	福祉サービスにおける組織と経営管理について、社会福祉法人や特定非営利活動法人の組織や団体の活動内容、経営の基礎的な概念・戦略を学ぶ。また、社会福祉サービスにおける経営管理の実態と求められる今日的な経営管理について学び、視野を広め、福祉従事者としての資質を高める。	2 通	60	4	○							○
○		社会保障	社会保障制度全体について概説したうえで、今後社会保障制度に対応していかなければならない課題について検討する。また、社会保障の理念や仕組みに加えて、年金・医療・介護保険などの各制度について、制度の詳細も学習する。	2 通	60	4	○							○
○		高齢者に対する支援と介護保険制度	高齢者福祉の概念・意義について理解するとともに、高齢者の精神的・身体的特徴や障害、高齢者福祉のニーズ、方法およびサービスの体系について学習し、高齢者に対する福祉サービスの現状について理解する。	2 通	60	4	○							○



○		権利擁護と成年後見制度	相談援助と法（日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む）との関わり、成年後見制度（後見人等の役割を含む）、日常生活自立支援事業について学習する。また、社会的排除や虐待などの権利侵害や認知症などの日常生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実践について学習する。	2 後	30	2	○						○
○		更生保護制度	社会の中での働きかけ（処遇）を中心とする更生保護制度について、その概要、担い手、関係機関・団体との連携、また、精神障害等の状態で重大な犯罪を行った人の社会復帰の促進を目的とする医療観察制度の概要、さらには、更生保護制度の実践と今後の展望について学習する。	2 後	15	1	○						○
○		介護概論	社会福祉に関する基礎知識の体系的な習得を目指す。具体的には、現代社会において果たしている社会福祉の役割や機能、社会福祉に必要な基礎知識、社会福祉の歴史、社会福祉の法体系と運営実施体制、社会福祉の財源と費用負担、民間社会福祉の組織と活動、日本の社会福祉の動向と今後の課題などについて学習する。	1 通	60	2	○						○
○		福祉事務所運営論	福祉事務所制度の根拠と歴史の変遷、所掌事務とその内容、組織と予算の現状、他の社会福祉行政機関との関係、社会福祉協議会その他の民間社会福祉団体との関係、社会福祉主事を含めた職員に求められる専門性と倫理を学び、業務に求められる援助技術を理解する。	2 前	30	2	○					○	○
○		相談援助演習 I	社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得することを目標とする。特に以下の内容について、専門的援助の基礎を学習する。	1 通	60	2	○						○
○		相談援助演習 II	相談援助演習 I で学んだ内容からさらに踏み込み、相談援助の価値、知識、理論について学ぶ。援助対象の理解やグループワークの方法論、コーディネートやネットワークングの実践、社会資源の活用方法等といった包括的な相談援助実践について学ぶ。	1 後	30	1	○						○

○		相談援助演習 Ⅲ	社会福祉に求められる相談援助に係る知識と技術について、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化・理論化し体系立てていくことができる能力を養う。具体的な相談援助場面及び相談援助の過程を想定した実技指導を行う。	2 通	60	2		○						○
○		相談援助実習 指導Ⅰ	社会福祉実践現場の現状と課題、相談援助実習と実習指導の意義、実習先で必要とされる相談援助に係る知識、技術、実習先で行われる介護や保育等の関連業務や、実習の記録内容及び記録方法、巡回指導の必要性、実習全般に関する基本的な事項を学習する。	1 後	30	1		○						○
○		相談援助実習 指導Ⅱ	実習を行う予定の実習分野（利用者理解を含む）と、施設、事業者、機関、団体、地域社会に関する基本的な理解を身につける。前期には、実習先と指導教員との指導のもとで実習計画書を策定する。後期には、学生自身の具体的な体験や援助活動を振り返り、専門援助技術として概念化・理論化し、体系立てていくことができる能力を涵養する。	2 通	60	2		○						○
○		相談援助実習	学校で学んだ原理や方法論を実際に援助技術に活用し、その経験より更に高度な技術を習得し、かつ、それらを通して社会福祉士にふさわしい自己の成長を図る。現場体験を通して社会福祉士が仕事をする上で必要な専門知識、専門援助技術及び関連知識の内容を深めると同時に、職業論理を身に付け、福祉専門職の自覚に基づいた行動ができるようになる。社会福祉実践現場の現状と課題、相談援助実習と実習指導の意義、実習先で必要とされる相談援助に係る知識、技術、実習先で行われる基本的な事項を学習する。	2 前	180	4		○		○	○	○		○
○		生活アクティ ビティ	高齢者の現状と課題について理解を深めるとともに、支援者として利用者との1対1や小集団、集団などそれぞれの場面で良好なコミュニケーションを築くための方法について学習する。また、様々なレクリエーション活動を経験し、その支援の方法や行事の企画運営などについて理解を深める。	1 通	60	2		○						○

○		生活支援技術	日常生活に支援が必要な方を理解し、基本的な生活支援技術を習得する。さらに、一人ひとりの障害や疾病、状況に合わせて生活支援技術を提供し、日常生活動作において、自立に向けた介護ができるようにする。	1 通	60	2	○								○
○		介護実習	介護実習の意義の重要性と、学内の講義、演習で学んだ知識や技術を具体的かつ実践的に理解する。利用者の方との関わりを深めながら、その方が求めている介護を提供することができるよう、理解力、判断力を養う。	1 後	45	1			○		○			○	○
○		介護・福祉サービスの理解	介護保険制度や障害者総合支援制度を担う一員として最低限知っておくべき制度の目的、サービス利用の流れ、各専門職の役割・責務について学習する。また、介護職に求められる専門性と職業倫理を身につける。	1 通	60	2	○							○	
○		国際福祉研究	社会福祉士の仕事は、日々の社会福祉実践に直接向き合う仕事であり、ローカルな実践に加え、グローバルな視点をもった発想が求められる。また、グローバル化のなかで規制緩和や競争原理の導入など国際的な様々な動向を国際比較することで、新たな展開のあるべき方向性を学習する。	2 後	30	1	○							○	
○		卒業研究	基礎教育科目及び専門教育科目で履修した講義演習を踏まえ、学生らは自ら研究テーマを設定し卒業研究を行う。具体的には、研究の意義・方法を学び、テーマ設定と研究計画書の作成を行う。また、卒業論文の作成と発表を行うことで、事例研究の基礎を身につける。	2 後	30	1	○							○	
○		生活・就職指導	—	1 ～ 2 通	60	0	○							○	
合計					41科目		2010単位時間(98単位)								

卒業要件及び履修方法	授業期間等
授業科目ごとに、出席時数が指定時数の3分の2以上（介護実習に係る科目については5分の4以上）の履修科目に対し修得の認定を行い、定期試験及び平常時の成績等の総合的評価がC判定以上	1学年の学期区分 2期
	1学期の授業期間 15週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。